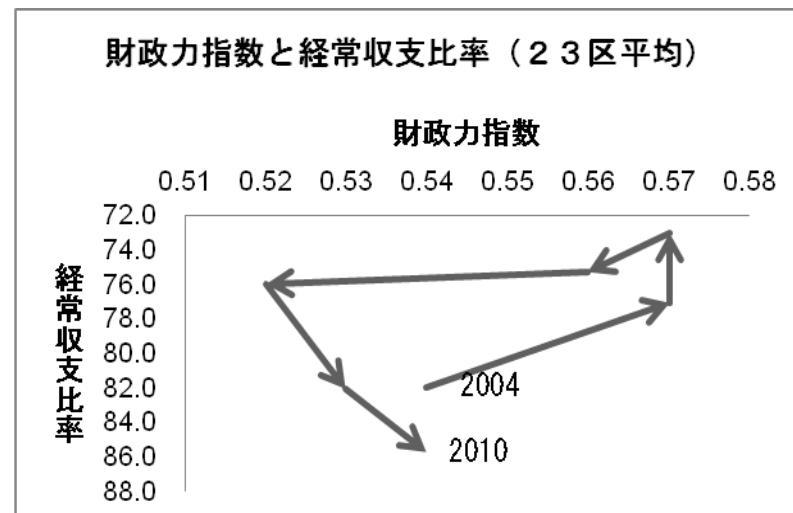


# 一進一退の自治体財政状況

林 和孝

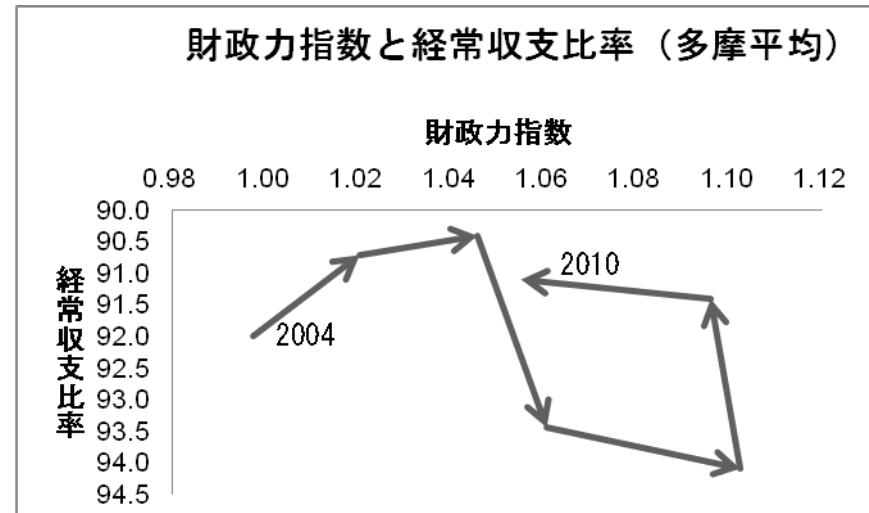
(早稲田大学非常勤講師／前地域生活研究所事務局長)

都内自治体の財政状況の推移をみるために、経常収支比率と財政力指数の相関グラフをつくってみた。経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）その他の割合のことで、低いほど財政にゆとりがあることを示す数値である。財政力指数とは、基準となる財政需要と財政収入を計算し、需要／収入の比率を求めたもので、1を超えると当該自治体の収入で支出がまかなえるとされ、地方交付税交付金が交付されない。



いずれも、2004年から06年までは財政状況が好転した後、財政力指数または経常収支比率のいずれかが悪化した。ここ数年、多摩では経常収支比率が好転したが、23区では悪化してきている。

○経常収支比率は次の式により算出したものだが、かつては80～75%以下ならば財政にゆとりがあるといわれたが、90年代以降は90%を超えることが常態になってきている（数値は低いほど財政的にゆとりがあることを示すのでグラフは降順にした）。



経常収支比率 = (経常経費充当一般財源) / (経常一般財源) × 100

　経常一般財源 普通税、地方譲与税、普通交付税、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入など

○財政力指数とは次の式によって算出したものの3年間の平均値。

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

基準財政収入は標準税率で計算した税収の75%程度の額。基準財政需要は総務省が計算した項目別の単位費用（全国の項目別費用の平均を人口などで割ったもの）に当該の自治体の単位数值をかけて算出したもの。この他に細かい調整方法が用いられて、算出される。

○地方交付税制度は23区には適用されず、独自に都区財政調整制度によって、都と各区の財政を調整している。この制度では本来市町村税である固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分を都が徴収するため、基準財政収入が低くなり、23区の財政力指数は低く出ることになっている。